

委託業務特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第10条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 別紙「R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 2 埋立免許申請書作成業務 特記仕様書」による。

1. 業務名称

R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 2 埋立免許申請書作成業務

2. 業務の目的

本業務は、公有水面埋立法に基づき、公有水面の埋立免許取得を目的として、必要な申請図書及び添付図書を作成するとともに、関係法令との整合確認、関係機関との協議資料作成及び申請手続を支援するものである。

3. 業務内容

3.1 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2 資料収集・整理

設計成果報告書、調査成果報告書等埋立計画に関連する資料を収集整理し、埋立許可申請書作成の基礎資料とする。

3.3 関係機関との協議資料作成

埋立工事計画及び土地利用計画等に埋立計画における関係機関(道路管理者、環境部局、埋立区域周辺関係者等)との協議資料を作成する。

3.4 申請図書作成

埋立申請図書として、埋立計画・設計資料に基づき以下を作成する。

埋立免許願書
埋立区域
埋立てに関する工事の施工区域
埋立地の用途
設計の概要
埋立てに関する工事の施工に要する期間

3.5 添付図書作成

添付図書として以下を作成する。青字は、発注者から貸与する図書・調書を添付図書とする。

一般平面図
実測平面図
求積平面図

海図

区域分割実測平面図

区域分割求積平面図

埋立地横断面図

埋立地縦断面図

工作物構造図

設計概要説明書

資金計画書

処分計画書

直前 3 ヶ月以内に撮影した埋立区域等の写真（写真は発注者から貸与する。）

土砂等の採取場所採取量を記載した図書

資金の調達方法を証する書類

埋立地の用途及び利用計画を表示した図面

環境に関し講じる措置を記載した図書

公共施設の配置及び規模について説明した図書

法第 4 条第 3 項の権利を有するものに関する調書

公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書

埋立必要理由書

既設工作物構造図

潮位表

3.6 打合せ（協議・報告）

設計協議は、業務着手時、中間打合せ 3 回、業務完了時の計 5 回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

3.7 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

3.8 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A 4 チューブファイル） 1 部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2 部（正・副各 1 部）